

《史料研究》

1970年サンフランシスコにおける日系アメリカ人史学習の教材開発（2）

田中 泉

<構成>

1. はじめに
2. 時代背景
 - (1) エスニック多元主義
 - (2) 戦後の日系アメリカ人社会
3. 4つの教材
 - (1) 教材A
 - (2) 教材B …（以上、前号掲載済）
 - (3) **教材C …（本号掲載）**
 - (4) 教材D …（以下、次号掲載予定）
4. 分析
5. おわりに

(3) 教材C

教材Cの内容は、第二次世界大戦中における日系アメリカ人の戦時強制収容と再定住を中心に扱ったものである。パートIでは、20世紀前半の日系アメリカ人に対する差別的な移民政策やアメリカ社会の反日的状況についても触れられているが、あくまでも戦時強制収容へのプロローグ的な扱いになっている。また、パートVで、日系アメリカ人の戦時強制収容を、マイノリティに対する抑圧という視点でアメリカ史の中で相対化させているのも特徴である。

形式としては、数冊の研究書と、収容経験者による記録、および収容経験者からの手紙を抜粋したものによって構成されたテキストを生徒に事前に読ませておいて、授業中においては、教師が質問を与えて議論を行いながら理解させていくようになって

いる。教材全体を3回に分けて授業をおこなうようになっているが、1日目の授業の前日に予告を行い、テキストのイントロダクションとパートIおよびIIを読ませるようにしている。また、「単元の利用法」として授業の進め方と教師の行う質問が用意されていて、教師はこれらを利用してそのまま授業をすることが可能になっている。以下、それらを訳したものを記述するが、目次と参考文献は省略した。

【テキスト】

イントロダクション

27年前、11万人のアメリカの住民と市民が西海岸沿いにあった家を離れ、人里離れた内陸地域にある「転住」キャンプに入ることを強いられた。彼らには、一つの共通点があったにすぎない。それは、彼らの祖先が日本人であることである。

7万人は二世とよばれる第二世代で、出生によるアメリカ市民であった。それ以外の4万人は、一世とよばれる第一世代で、日本で生まれ、その多くは合衆国に30年以上住んできたにもかかわらず、合衆国の法律によってアメリカ市民になることを禁じられていた。

悲惨にも強制的にひとつの人種グループ全体を退去させたことは、合衆国が日本と戦争になった第二次世界大戦中に起こった。それは、一体全体なぜ起こったのだろうか？ なぜ、ドイツ人やイタリア人ではなく、日本人だけがこのように選出されたのか？ この収容は、1942年という状況下でのみ起こりうる独特の事件だったのか？ それともこれと似たようなことはまた起こりうるのか？

この単元では、戦時における合衆国の主要なマイノリティに対する扱いに関する、これらやその他の疑問について探求する。

I. 1941年以前の合衆国における日本人

A. 移民政策

日本人移民は、1890年代に、1年間に約1000人の割合で合衆国に入国し始めた。ハワイ併合後の1900年、1万2000人の日本人が入国し、カリフォルニア州議会は連邦議会にそれ以上の移民を排除するための決議を求めることを可決した。

1905年、サンフランシスコ教育委員会は、すべての東洋人の生徒を隔離された学校に通わせることを命じる条例を可決した。憤慨した日本政府は、数週間の交渉の後、テオドア・ローズヴェルト大統領は、日本人移民がハワイやカナダ、メキシコを通して入ることを停止させる行政命令を出す代わりに、教育委員会を説得してこの条例を撤回させた。この非公式の調停は、「紳士協定」と呼ばれる⁽¹⁾。

カリフォルニア州政府による日本人に対して差別的な最初の公式の法が1913年

にできた。州議会は、市民権取得不能外国人②が土地を所有することを禁じる、第一次外国人土地法③を可決した。これは、すべての東洋人に適用されたが、日本人は、かなり大きな面積の土地を所有する唯一のグループであった。1920年、最初の法の抜け道を塞ぐために、第二次外国人土地法が可決された④。

最後の段階が、1924年の移民割当法の可決であった⑤。これは、すべての市民権取得不能外国人を排除したので、日本において大きな憤りを引き起こした。

B. 西海岸における反日本的態度

以下は、1941年以前のカリフォルニアにおける反日本的な扇動の例である。

1900年3月、サンフランシスコ市長ジェイムズ・D. ペランは、言い訳に「腺ペスト」と断定するようなくだらぬゴシップを流して、市内の中国人と日本人地区を隔離した。最初の反日本人集会在1900年5月7日サンフランシスコで招集された。この集会是、サンフランシスコ労働者評議会⑥によって後援されたもので、主発言者は、日本人が4つの点において不快であるとした。

1. 彼らは、同化できない。
2. 彼らは低賃金で働き、それによりアメリカ人労働者の労働基準を掘り下げている。
3. 彼らの生活水準は、アメリカ人労働者のそれよりずっと低い。
4. 彼らには、アメリカの民主主義体制に適した政治的感覚が欠けている。

1905年2月23日、・・・「サンフランシスコ・クロニクル」に一連の扇情的で高度に扇動的な記事が載った。これらの記事の見出しは：犯罪と貧困、アジア系労働者と関係が深い：茶色人間は公立学校における害悪である：日本人はアメリカ人女性への脅威である：茶色いアジア人は白人の脳を盗む・・・なぜ「クロニクル」がこのような攻撃を行ったかは、はっきりしない。

1920年、・・・アメリカ退役軍人会は、・・・「西部の影」と題する映画を公開した。日本人に対するすべての非難がこのフィルムの中で演じられている。このフィルムは、コードのついていない機械が設置されたミステリアスな部屋を映していて、その機械を使って、一人の日本人が、州全体の青果市場を支配する価格を打ち出していて；スパイがシーンを出入りし；日本人たちが高価格を維持するために野菜を港に投げ捨てるのが映り；二人の白人の女性が日本人の男たちのグループに誘拐されて、最後の場面でやっと退役軍人会の一团によって助け出される。

この1920年のカリフォルニアの扇動は、あまりに暴力的であふれかえり、・・・ほかのグループにも影響を与え始め、・・・次のようなフレズノにある道路わきの広告があった：「アルメニア人は欲しがらない」。日本人に対するのと同様に、トルコ人、ギリシア人、ヒンドゥー教徒に反対する請願が流された。1921年7月18日の夜、数百人の白人の一団が、「警察の明らかな黙認」のもと、トゥールロックにおいて58人の日本人男性労働者を捕え、「列車に乗せて、戻ってこないように警告した。」

(カーリー・マクウィリアムズ『偏見、一日系アメリカ人—人種的不寛容の象徴』、ボストン、1944年、16-17、18-19、60、62ページより) (7)

C. 1941年の日本人コミュニティ

合衆国の移民政策と差別的な扱いにもかかわらず、日本人は、地歩を固め、繁栄した。ここに第二次世界大戦勃発時における日本人コミュニティの様子がわかる記述がある。

1900年から1910年にかけて移民の10分の9は男性だった。彼らのほとんどは30歳以下であった。彼らは、純粹に経済的理由によってこの国に来た。移民たちは「渡り鳥」であった：1000人のうちで一人も残るつもりはなかった。彼らは、できるだけ早く日本に帰ることを計画していた。・・・

3分の2は農民か農園労働者だった。彼らは無教養ではなかった。ほとんどは、第8学年程度の教育があった。グループとしての彼らは、例外的な重労働者で、経験を重ねることで最も激しい肉体労働にも慣れた。・・・移民たちは、また、当時西部では新しかった集約的農業の知識を持ち込んだ。彼らは注目すべき土壌の知識、・・・熟練した肥料使用の知識、・・・素晴らしい土地開墾の技術をもち、また集約的農業を行うために必要な多大な労働を快くつぎ込んだ。彼らは、西部の広い地域を開墾した。

農業のほかに、日本人移民は、バンクーバーからサンディエゴまでで、基本的に3つの産業において見出すことができる。漁業・缶詰業、鉱山業、鉄道建設・保線業である。相当な成功をおさめると・・・、多くの移民たちはアメリカで結婚して家庭を持とうと決めた。

初期の移民においては、ほとんど女性は含まれていなかったもので、ほとんどの男性は人生で遅くなって結婚したし、ほぼ20%は結婚しなかった。・・・3分の1以上の結婚が「写真花嫁」の類であった。・・・

このような移民には、西海岸にいる白人住民にとっては我慢しがたく不快な、

「人種の誇り」が明確にあった。・・・グループの結びつきは、彼らにとって大きな意味をもっていた。彼らは、現実として、個人より、家族やグループのことを考えた。・・・

(カーリー・マクウィリアムズ『偏見、一日系アメリカ人—人種的不寛容の象徴』、74-80 ページより)

1941年までは、家族やコミュニティの結束は固かったが、両親たちと子どもたちの間には、年齢と社会的背景における大きな相違があったため、より伝統的な一世とアメリカナイズされた二世の間には、大きな確執があった。

II. 収容

A. 収容のプロセス

1941年12月の真珠湾攻撃ののち2か月以上、西海岸における日本人移民のほとんどは以前と同様に暮らしていた。しかし、1942年2月19日、ローズヴェルト大統領は、陸軍長官が「軍事地域」を設定し、そこから「いずれかあるいはすべての人間」を排除することを認める行政命令9066号にサインした。2、3週間ほど自ら収容されることが許されたが、わずか少しの外国人が海岸から去っただけだった。

日本人だけに対する強制的な排除命令が、西海岸の3州とアリゾナ州の一部で、通達された。ハワイの日本人（総人口の3分の1をしめていた）は、適用されなかった。いくつかのケースでは、通達から収容が始められるまで3日しかなかった。ほかの地域では、数週間が許された。

3月22日、外国人も市民も含んだ、日本人の最初の大きなグループが、ロサンジェルスからマンザナーの集合所に移動した。全部で16か所の集合所があり、そのうち3つを除いてカリフォルニア州にあった。8月7日、陸軍は、11万人の日本人を家から移動させた。収容に対する抵抗は、わずか少しのケースしかなかったと報告された。

5月には、転住センターへの転送が始まった。11月3日に、最後の収容された人びとのグループが転送された。以後、すべての収容された人びとは、戦時転住局の管轄下で10か所のキャンプにいた。これらのキャンプとその最大の収容人数のリストは以下の通りである。

トパーズ、ユタ州	8,130
ポストン、アリゾナ州	17,814

ヒラ・リバー、アリゾナ州	13,348
グラナダ、コロラド州	7,318
ハート・マウンテン、ワイオミング州	10,767
ジェローム、アーカンソー州	8,497
マンザナー、カリフォルニア州	10,046
ミニドカ、アイダホ州	9,397
ローワー、アーカンソー州	8,475
トゥール・レイク、カリフォルニア州	18,789

(ドロシー・トーマス、C. キクチおよびJ. サコダ『救出』バークレー、1954年、88ページより) (8)

B. 収容の理由

なぜ、すべての日本人の祖先をもつ人々を大量収容する決定が出されたのか？以下の読み物が、この疑問に対する可能な答えを示唆している。

不忠誠についての嫌疑は、一般的には4つの要因にある。

1. 日本語学校。そこでは、天皇に対する忠誠を教えていると思われる。
2. 二重国籍。合衆国と日本の双方が、血統主義と属地主義のルールによって市民権を認めている。(9)
3. アメリカで生まれて、日本で教育を受けた、帰米。
4. いくつかの社会階層において彼らを孤立させている日本人の団体忠誠心。

1. 公的な理由（とその解釈）がこのセクションに含まれる。

1941年12月11日、西部防衛司令部が設立され、西海岸が戦域となったことが宣言され、デウィット将軍がこの地域の司令官に任命された。12月7・8日には、司法省が、大統領の令状により、すべての「危険な敵性外国人」を逮捕していた。

デウィット将軍は、大量収容に賛成する決定を行い、また西海岸に選挙区がある議員団とともにこれを推奨した人物である。大統領と陸軍長官は、当然、この時期のより重要なことに没頭していたし、この状況に対する将軍の判断を信頼していた。最終的な分析において、彼には責任があった。彼は決定しなければなら

なかった。さて、彼はなぜ大量収容を命令したのか？

その時になされた説明は「軍事的な必要性」であった。軍事的な説明性自体は、明確でない。差し迫った侵攻の危険は明らかで現実的であるが、これは、本土と同様、ハワイにおいても重大なのである。・・・2つの考えが、軍事的な安全性の切迫に関係している。破壊工作の危険とスパイ活動の危機である。しかしながら、将軍は、2月14日までは、ハワイにおいて破壊工作行為が起こらなかったことを知っていた。もし、日本人の中に破壊工作に活動していた人がいるなら、真珠湾攻撃中に彼らが現れなかったとするのはあり得ない。・・・将軍の疑いは一つのマイノリティに固定されていて、その人種が敵国人であることを決定することはないという理由で、そのような行為により加わりやすい立場にいるドイツ人とイタリア人の破壊工作の可能性を限りなく小さく考えていた。・・・

デウィット将軍は、また、日本人住民が群衆の暴力の危険にさらされていて、ある程度は彼らを守る役割があるとも述べている。・・・

「日本人は」と、将軍は述べる。「敵性人種であり、合衆国の土地で生まれ合衆国の市民権を取得して『アメリカ化』されている第2および第3世代であっても、人種的な素質は薄まっていない。・・・したがって、極めて重要な太平洋岸に、日本人の血統である、11万2千人以上の潜在的な敵が、今日、大規模にいることになる（これは、将軍の最初の報告の一部である）。」・・・

(カーリー・マクウィリアムズ『偏見、一日系アメリカ人—人種的不寛容の象徴』、108—115 ページより)

2. これは、収容に賛成したグループのリストである。

ついに戦争がおこったとき、カリフォルニアにあった圧力団体は、一般的に10年間は行動的ではなかったが、解散はされなかった。次のリストは、収容を運動したり日本人を排除したりすることを支援するさまざまな階層から成る組織を含んでいる。いくつかは、西海岸全体で共通である。名前は、彼らの重要性の順で表しているわけではない。

・政治的グループ：これらには、事務所を所有するものも、探しているものも、市レベルのものも、郡レベルのものも、州レベルのものも、連邦レベルのものも含まれる。カリフォルニアでは、1942年が選挙の年であった（アール・ウォーレン司法長官もそのうちの一人である）。

東洋人排斥連盟

統合移民委員会 …これは、もともと、アメリカ退役軍人会、州農業共済組合、労働総同盟、黄金の西部の息子たち、の代表からなる。

労働組合

黄金の西部の息子・娘たち…単にカリフォルニア生まれという事実から、貴族階層を形成しようという人々の、社会的身分であり、集会所であり、試みである。

アメリカ退役軍人会 …西海岸にある個々の退役軍人会の評議会及び役員が、日本人の収容をねらう 30 以上の決議文を提出した。

スペイン系退役軍人連合

アメリカ傷痍退役軍人会

名誉戦傷勲章軍人会

対外戦争退役軍人会

- ・ 農業者の組織：大規模な企業的農業者で、このグループは、特に、中部カリフォルニア溪谷で活動的であった。

カリフォルニア連合農業局

西部生産者保護協会

中部カリフォルニア野菜生産・出荷協会

ロサンジェルス商工会議所

- ・ さまざまなクラブ：ライオンズクラブ、エルククラブ、タウンゼントクラブ、禁ジャップ委員会、および日本人排斥連盟などの地方グループ

(アラン・R.ボスワース『アメリカの強制収容所』ニューヨーク、1967年、38-40ページより) (10)

Ⅲ. 転住

A. キャンプでの生活

ここでは、キャンプについての2つの記述がある。最初のものは、外部の者から見た一般的な記述であり、二番目のものは、あるキャンプの一人の住民による内から見た記述である。

およそ9万人が、競馬場や博覧会場のすぐそばに陸軍によって急遽建設された集合所に入った。・・・それは、勾留のためであり、次の大規模な強制移動への準備のためであり、また更なる強制的な勾留のためでもあった。有刺鉄線に囲まれ、監視塔があり、憲兵に監視され、・・・急遽建設されたバラックや馬小屋の転用での生活は、多くの困難があった。・・・

集合所にいた9万人のより広いキャンプへの第二次の強制移住は、1942年の11月には完了した。彼らは、そこで、夏の間にその住居から「転住プロジェクト」に直接移動させられた2万人の収容者に加わった。・・・

10の転住プロジェクトが選択された。そのうち、5つはカリフォルニア州とオレゴン州の境界、アイダホ州、ワイオミング州、ユタ州、およびコロラド州にある吹きさらしの地域にあり、3つは、アリゾナ州と南カリフォルニアの砂漠に囲まれ、2つは、アーカンソー州の沼沢地にあった。第一軍事地域にあったカリフォルニア州及びアリゾナ州のプロジェクトは、集合所と同様ずっと監視され、有刺鉄線に囲まれていた。しかし他のプロジェクトでは、・・・有刺鉄線や監視塔や見張りといった軍事的な設備は、最小限に抑えられ、まもなく、ただの象徴的な意義を示すだけになった。

プロジェクトには、共同の食堂と多目的建物、消費組合としての売店、教室があった。生活地区は、バラックにあり、広い防火帯に囲まれていた。家族、あるいは関係のない個人のグループごとに、面積が20×25フィートないし16×20フィートのアパートを割り当てられていた。そこで「床や隣との間は、節穴だらけの板張りで、埃が積もり、一人ずつに陸軍の簡易ベッドと毛布、そして麦わらを詰めてマットをつくる袋が与えられた。ほかには何もなかった。棚も、クローゼットも、椅子も、テーブルも、衝立もなかった。この空間に、5人から7人、たまに8人の、男性・女性・子どもたちが住んでいた。

(ドロシー・トーマス 他『救出』、84-89ページより)

秋までに、キャンプ・ミニドカは、満杯になりぎやかになった。子どもたちは、バラックの中の学校で、収容者からの、あるいは外部から雇ったプロの先生に教わった。本部建物にいる管理スタッフや病院の長を除いて、キャンプの中の食堂、病院、農場、道路工事、および内部警備においては、収容者たち自身が労働要員となった。シアトルや近くの町から寄贈された本を使って小さな図書室も開かれた。すべての教会活動が完全に行われた。もとの町で日本人に礼拝を行っていた牧師が近くのツイン・フォールという町に移ってきて、私たちに良い仕事を続けた。・・・

私たちは、空き時間に、昼も夜も内部警備隊に監視されていたはずの材木置き場から、一本一本、廃材を徴発した。・・・しだいに、コーヒーテーブル、ライティングテーブル、魅惑的な鏡台、高・低の椅子などが、狭いアパートに姿を現した。数列の棚が、むき出しの壁に並んだ。新しいスーツケースが簡易ベッドの下に隠すように置かれた。私たちは、何ガロンものニスと白いペンキ、何ヤードもの白いカーテン用の綿布と、簡易ベッドと衣装クローゼットのための青い麻布(ダマスク)を購入した。

私たちは、キャンプでの四季を過ごしたが、それぞれの季節で難題が与えられた。そのうちに、私たちは、アメリカの景色から遠く遠く吹き流されていった。私たちは脇にそれ、周辺存在に自分たちを適合させるようになっていた。世界

の関心が引きつけられていた大きな戦闘は、私たちの隔離された生活からは遠く離れたところで行われているように見えた。

(モニカ・ソネ『二世の娘』ボストン、1953年、195-198ページより) (11)

B. 転住のための区分

収容者たちがキャンプに落ち着き、多くのものが1か月に12~19ドルで働き始めると、戦時転住局(12)ディレクターのディロン・S. メイヤーは、真の転住の開始に興味を持つようになった。それをなすために、収容者を、その能力と忠誠心によって区分することができる何らかの方法があると感じた。いつも忠誠心の調査を指揮していたFBIに負担がかかりすぎているので、戦時転住局(WRA)は、独自の忠誠心審査を立ち上げることを決めた。同じ時に、陸軍省も、日系アメリカ人戦闘部隊を立ち上げるための準備において忠誠心審査をすることを決めていた。これらの審査は、一斉に行われた。以下は、この審査の結果の記述である。

ワシントンから送られてきた登録用紙は2種類であった。1つは、17歳以上の二世の男性用で、もう1つは、二世の女性用と一世の男女用であった。前者は軍事任務のためであり、後者は「戦時転住局離脱許可証」のためであった。

42の質問があった。

二世の男性用の質問事項：

第27問：あなたは合衆国の軍隊で、どこでも命じられたところでの実戦任務に進んでつきますか。

第28問：あなたはアメリカ合衆国に無条件で忠誠を誓い、外国あるいは国内の力によるいかなる攻撃からも合衆国を忠実に守りますか。またいかなる形でも、日本の天皇、あるいは他の外国の政府、権力、組織に対する忠誠あるいは服従を否認すると誓いますか。

女性及び一世の男女用の質問事項：

第27問：もし機会が訪れあなたが適任であるとわかったら、あなたは、陸軍看護婦部隊か陸軍婦人補助部隊に進んで志願しますか？

第28問：あなたはアメリカ合衆国に無条件で忠誠を誓い、またいかなる形でも、日本の天皇、あるいは他の外国の政府、権力、組織に対する忠誠あるいは服従を否認すると誓いますか。

この最後の質問は、これまでこのような形式で問われたことはなかったはずである。一世は、法律により合衆国市民になれないということを思い出すべきであ

った。彼らのうち 90%の人たちは、自発的に日本に帰ることを計画したことはなかった。

しかし今、強制収容所に追い立てられたのちに、大変多くの一世はいずれは日本に送還されるだろうという心配をしていた。彼らは国のない人間になりたくはなかった。もし、彼らが戦後東京に送り返されるなら、彼らが唯一持っていた市民権の放棄が報復になると感じた。

彼らは、第 28 問に「ノー」と書いた。これは、連鎖反応を起こした。多くの一世は、年老いて、病気がちで、子どもの二世に頼っていた。一世が「ノー」と答えて、子どもたちが「イエス」と答えたら、彼らは別れ別れになっただろう。反逆者でもなく、兵役忌避者でもない多くの者が問題の質問に「ノー・ノー」と答えた。

(アラン・R.ボスワース『アメリカの強制収容所』、165-166 ページより)

他にも、「ノー・ノー」と答えた理由はたくさんある：差別への抵抗、キャンプ生活への反感、友人と一緒にいたいこと、単純な挑戦的態度、単純な混乱、など。この審査は、これを行って、不必要な興奮と混乱を作り出したことで失敗であった。

WRA が、「ノー・ノー」と答えた人たちと面接した際に、多くの人たちが答えを変えた。トゥール・レイク収容所に隔離されなかった人たちは、家族と一緒にであった。このグループは約 15,000 人を数える。

C. 転住の経過

隔離が成し遂げられた後、WRA は、トゥール・レイク以外のキャンプに残っていた 85,000 人を転住させる仕事を入念に行った。すでに 10,000 人は、中西部に転住しており、そのほとんどは、学生と農業労働者であった。WRA が用いた手段は以下のとおりである。

戦時転住局は、強制退去させられ不安定になった人びとが耐えられる「アメリカ的生活」に再び戻ることの動機づけを行う必要性に直面していた。この動機づけの中では、「試験的退去」があった。これは、収容者が「センターとすべての結びつきが切れる前に転住を試した上で、4 か月後にセンターに戻ることを許されるものであった。」・・・

隔離が成し遂げられると、本部は、他の 9 つのキャンプに対して、絶え間なく、再定住の有利さを強調するような宣伝を流した。再転住チームがそれぞれのキャンプに派遣された。彼らは、「より魅力的な転住の機会の十分な説明」を携え、「数十の職業や地区を説明した」ものの中から選んで映画を見せ、「転住の装備を準備した。」・・・彼らは、大小の集まりで話したり、個々の収容者に面接して案内し

た」。・・・

カウンセラーが個人個人や家族に対して「外側」への適応について助言をし、多くの場合で、目的地のコミュニティの社会機関と協力して準備を行った。私企業からのリクルーターがキャンプを訪問するように促された。

(ドロシー・トーマスほか『救出』、112 ページより)

D. キャンプの閉鎖

1944年12月に最高裁判所が戦時における必要性を理由に収容の合憲性を認めたにもかかわらず、裁判所が、忠誠心のあるアメリカ市民を転住キャンプに留置しておく権利が WRA にはないという裁定を下した。それで、WRA は、すべてのセンターを 6 か月から 1 年以内に閉鎖することを公告した。1946 年 3 月、トゥール・レイクが最後に閉鎖され、6 月までに残務整理を終えた。

キャンプを閉鎖することは、さまざまな理由で、そう簡単な仕事ではなかった。ここに、すべてのキャンプから、収容者の協議会によって提出された閉鎖することについての異議の一部を一覧にする。

1. 収容によって生じた心理的な苦痛
2. 経済的な地位のほぼ完全な消滅
3. 偏見、迫害、身体的暴力、財産の損害への恐怖
4. 多くの一世が、今なお軍務についている息子の援助に頼っていること
5. WRA の政策変更に関する不安と心配
6. 多くの住民が財産を処分していて、戦争の「期間」中にはほかの財産も手放してしまっていて、帰還するのに何も持っていない
7. 西海岸には仏教の僧侶がいないので、住民はその地に残ることを好んだ
8. ひどい住宅不足
9. 保険金を受け取ることの難しさ

(レオナルド・ブルーム『管理された被害者』パークレー、1956 年 33-34 ページより) (13)

IV. 収容された日本人の反発

以下の読み物は、前のセクションにおいて記述された収容と転住のさまざまな段階に対する反発の多様性を描き出したものである。

A. 収容

1. シアトル出身の 20 歳の少女による最初の報告

正午頃、私たちは、小さな町にゆっくり入った。誰かが言った、「ピュアラップ(14)みたいよ、ほんと」。小さな子どもたちの両親たちは興奮して話した。「早く立ち上がって向こうを見て。ヒヨコと太った子ブタが見える?」。小さな都会の少年がそのブタをじっと見てぶっきらぼうに言った。「あいつら、とっても汚いんだ!」

私たちのバスは、交通信号の所でちょっと停まったので、私たちは左側のブロック全体に、鶏小屋に似た低い掘立小屋がきれいに並んでいるのに気付いた。誰かが恐怖とともにそれについてしゃべった。「この鶏小屋をちょっと見てみる。あいつら鶏肉が大好きなんだよ」。バスがゆっくりと左に曲がって、針金でできた門を抜けて、私たちは特大のニワトリ農場の内側に入ったので、失望した。バスの運転士がドアをあけた・・・。

私たちは、茫然と、包みを後ろに引きずって、よろめき歩いた。ピュアラップでは前の晩に雨が激しく降ったと見えて、踝まで灰色のねばった泥に沈んだ。・・・この陸軍兵舎のキャンプは希望を抱かせるようにキャンプ・ハーモニーと呼ばれた。

(モニカ・ソネ『二世の娘』、172-173 ページより)

2. 44 歳で、2 歳から 20 歳まで 8 人の子どもを持つ既婚女性の報告

1942 年、すべての日本人は、収容されねばならなかった。そして、私は、衣服のような個人なものが持てるだけで、すべてのものを残して去らねばならなかった。私はとても悲しくまた怖ろしくて、このことを話したり書いたりできない。しかし、その時、白人の隣人と地主が、守ってあげるから怖がらなくてもよいと言ってくれた。だから、私は、彼らを信じて任せた。

私は、最初、北サクラメントに行った。私たちがそこに着いた時、そこには私の頭の上に屋根があるほかは何もなかった。朝食、昼食、夕食のために、私は、子供たち全員をつれて数百人の行列に並ばなくてはならなかった。私は、その行列でブリキの皿とコップを全部持っていなければならなかった。それは長い行列で長い時間待たされた。それからやっと夕食にありついた。私は毎日これを行った。

(匿名の収容者からの手紙、1967 年 4 月)

3. 2 人の子どものいる 23 歳の既婚女性の報告

私は、ロサンジェルスにいた時にアリゾナに退去しなければならないことを聞いた。すべての家具と缶詰の食糧を、古道具屋や買ってくれる人に売った。私たちは、箱のような古くて遅い列車に乗って退去した。私は、合衆国

がアメリカ市民をキャンプへ送るのはとても不公正だと感じた。合衆国政府は日本人を守るためだと言っているが、彼らは、日本の支持者と破壊工作を恐れているのだというのが私の意見だ。

(匿名の収容者からの手紙、1967年3月)

B. キャンプの生活

1. 報告の中の、キャンプ第1日についての記述

キャンプ・ミニドカは、アイダホ州の南中部にあって、スネーク川の北に位置している。半乾燥地域であり、ミニドカダムの灌漑計画によって若干開墾が広がっていた。私が座っていたところからは、平らな草原と、グリースウッドの繁みと、野ウサギのほかは、何も見えなかった。もちろん、私たち1万人が住む、何百も何百ものバラックはあったが。

私たちの家は、約20×25フィートの広さの大型の陸軍タイプのバラックの中の1室だった。バラックの両端には、夫婦者用の小さな部屋と、5人以上の家族用の広い部屋が備わっていた。家具は、ただ、鉄製の太鼓型ストーブと簡易ベッドだけであった。

キャンプの第1日、私たちは、砂嵐の歓迎を受けた。それは、私たちが自分たちの部屋を探してまだうろろしている間にやってきた。私たちは、まるで超大型の土砂攪拌機の中に立たされているかのように感じた。・・・最後は、ふらふらになって、喘ぎながら、目が見えなくなって、私たちの部屋に入った。・・・窓ガラスは狂ったようにがたがた言い、隙間から砂が煙の如く入ってきた。

食堂は、砂が厚く積もってダイニングテーブルやベンチを覆い、ティーカップやボウルを満たして、荒れ果てて見えた。

(モニカ・ソネ『二世の娘』、192-193ページより)

2. この長い期間にわたるこの記述には、いくつかの事件が含まれている。

キャンプは、不愉快であった。水(ミネラル・ウォーター)は、腐っていて、錆びた味がして、汚く見えた。天候は、非常に暑く、誰もが気分が悪くなった。高齢者は、毎日、寝ていた。私の息子(1歳)は、非常に重い病気になって医者入院させたが、部屋がなかった。幸いにも彼は治った。

緑の野菜がなかったので、砂漠から根っこ食べられる緑色の草を掘ってきた。私たちは、小さな部屋(15×12フィート)にもう一つの家族と一緒に住んだ。キャンプ2とキャンプ3が建つまでの1年間そこにいた。私たちは、干し草を詰めて自分たちのマットレスを作った。しばらくして、それが私たちにでき

るすべてのことであることで、すべてのことを受け入れた。

私は、雷と砂嵐とガラガラ蛇を覚えている。それらはぎょっとするもので、私は安心できなかった。

暑さは約 120 度であった(15)。シーツは、家の中でも 10 分以内で乾いた。

私たちはそれを受け入れ、できる限り最善の生活をした。

(匿名の収容者からの手紙、1967 年 3 月)

3. ここに 2 つのキャンプの印象が反映している。

次に私たちは、トゥール・レイクに移動した。私たちは自分たちの食堂を持っていたので、行列に並ぶ必要はなかった。私たちはそこに落ち着いた。しばらく後に私たちは再び他のキャンプに移動することを受け入れた。

私たちがカリフォルニア州アイルトンにいた時、キャンプについてのあらゆる種類の恐ろしい話を聞いた。しかしそれは私が予想したほど悪くはなかった。私が困ったのは、ただ、私の子どもたちが教育を全うできそうになかったことだ。私には、もう少しで高校、中学、小学校を卒業できる子どもたちがいた。キャンプ内に学校はあった。女の子はみな学校に行ったが、高校を卒業した 3 人の男の子は、学校に行きたがらなかった。私は、絶望的に、彼らの将来に心配していたが、彼らは皆なよい子であったし、何の問題も起こさなかった。

それから、私たちはワイオミング州ハート・マウンテンに送られた。私は、次女をその夫とともにトゥール・レイクに残して去らなければならなかった。長男はアリゾナ州にいた。別れ別れになったので、私は彼らを心配し、さびしくなった。ハート・マウンテンは、とても寒く厳しかった。そこは石炭が十分になくて、みんなが石炭を求めて争った。人々がほんの小さな石炭の欠片を求めて争うのを見てうんざりした。3 年の間、あらゆる種類のそんな人びとの醜いものや、病的なものや、卑劣なものなどを見なければならなかった。

(匿名の収容者からの手紙、1967 年 4 月)

C. 転住

1. この報告には、期待と困惑の両方が反映されている。

私の幼馴染のマツコは、キャンプから最初に行ったうちの一人だった。シカゴから、どんなにか人びと（彼女の家族）が素晴らしい状態か、仕事ができマツコがどんなに幸せかを私に伝える熱狂的な手紙が殺到した。彼女は、もはや東洋的な顔を意識することはないし、自由に呼吸し、人生で初めて気楽な時

を過ごしていると言っていた。・・・

春早くに雪が解けたので、私は、ショショーニ(17)で列車に乗ったが、興奮と心配で何も考えられなかった。・・・私たちは、ついにシカゴに着いたけど、この巨大で轟音の鳴り響くメトロポリスでは、雷のような活力には無力だった。

最初、私は、人びとの私への大げさな反応に困惑した。ミニドカ・キャンプを去る前に、私は、何度も何度も、いったん外部へ出たら、神経質な公衆の目を刺激しないように、できるだけ目立たないように振る舞うべきだという警告を受けていた。

(モニカ・ソネ『二世の娘』、217-219 ページより)

2. 反応の中に見える恐怖

私が退去することができると聞いた時、アメリカ人が私たちに敵対したり、傷つけたりすることを恐れた。スポケイン(16)へのバスの中で、私は、3年以上白人を見てないことの恐怖にすくんだ。私は、どんなアメリカ人にも困らされなかった。

(匿名の収容者からの手紙、1967年3月)

3. この報告には、怒りと幻滅の両方があり、「不忠誠」と区分される典型である。

私のアメリカ人の友達は、疑いなく、私がなぜ市民権を放棄するのか不思議に思ったに違いない。この決心は、今日や昨日のことではない。それは、デウィット将軍が収容の命令を出した日にさかのぼる。それは、彼が先の大戦の退役軍人の声さえも聞くことを拒否した時に確信したのであり、マンザナーに入った時にその確信は2倍になった。すでに先の大戦に従軍したことで忠誠心を証明した私たちが、必要とされなくなっていた。退役軍人が、まるで外国人のように、ほかの日本人と同様に収容されなければならなかったのである。

私はこの陸軍に期待していなかった。西部防衛軍が西海岸を引き受けた時、私は、少なくとも二世は残ることを許されると期待した。しかし、デウィット将軍によれば、私たちはみな外見が似ているということなのである。「ジャップはジャップなのだ。いったんジャップとなれば、ずっとジャップなのだ。」私は、100%のジャップになり、この戦争でこの国をいつか助けるために働くことはないと言った。市民権を放棄する決定は絶対的なものだ。

日本をできるだけ早く政治的にも経済的にも再建することを手助けし終わるのが私の偽らざる願いである。私が子どもの頃に注入されたアメリカン・デモクラシーはずっと揺るいでいない。私の一生は民主主義とともに日本に捧げら

れているのだ。

(ドロシー・S. トーマスとリチャード・ニシモト『損傷』バークレー、1946年、付録より) (18)

V. 余波

A. 合衆国への態度

1. 44歳で8人の子どもの母親

25年前にカリフォルニアに戻って私は一からやり始めたが、カリフォルニアに戻っただけで幸せだった。それから私は、忙しく働きに働いた。そして今、子どもたちは皆、落ち着いた。子どもたち私によくしてくれて、とても幸せだ。アメリカよ、ありがとう。

(匿名の収容者からの手紙、1967年4月)

2. 24歳の男子農業学生

私は、この収容は避けられないものであり、自分自身を守ることはそんなに難しいことではなかったと結論する。同時に、私は、自分では、日本人が非常に勤勉であり、何年もこき使われながら商売や農業で成功したことであり、それを白人が嫌ったのだと感じている。それが、彼らが残された財産のすべてを乗っ取ったように、彼らが私たちを取り除こうとした理由である。

(ドロシー・トーマスほか『救出』、191ページより)

3. ジャーナリストをしていた30歳の男性

ここで報告して以来、私の視野は広がり、私は私の政治的な立場を明確にわかっている。私は、民主主義の手法を強く信頼しているが、政治にはシニカルになるだろう。私は、収容がこの国で育っているファシズムの大きな証拠であるというわずかな恐れをのぞいては、収容によって失ったものは他にはない。しかし、私は、どんな恨みも持たずにそれを過ごしてきた。・・・

(ドロシー・トーマスほか『救出』、232ページより)

4. レストランを経営する29歳の男性

私は、一世たちは日本人町にいるとより幸せだと思うが、彼らは歳をとっていった、主な今の心配は二世や三世の将来である。憲法が言うような平等なチ

チャンスを私の息子に与えられることが私の求めるすべてである。私がしっかり
潜り抜けてきたような隔離や偏見が生じてほしくない。

(ドロシー・トーマスほか『救出』、360 ページより)

B. 財産的損失.

収容の最も大規模な影響の一つは、日系アメリカ人の経済的な損失であった。最近 (25 年後) に連邦政府が補償の方向でいくつかの措置を行っているが、この損失の多くを取り戻すことはできない。

1. 経済的損失の理由が議論されている。

収容のスケジュールおよび計画が大きな経済的損失を生み出すことを避けられないものにした。多くの人びとにとっては収容の告知から実際の移動まで一週間しかなかった。特にこのプログラムの最初には、何人かの収容者にとっては、不動産や所有物を売ったり、貸したり、保管してもらったり、あるいは人に贈与したりするのさえ、48 時間しかなかった。

労働者たちは、高賃金で正規雇用されていた時点で労働市場から移動させられ、収容所を去ることが許された時には、その技能に対してはるかに低いレベルで雇われることが多かった。収容所での仕事に対する名目上の給料は 12~19 ドルであったが、これは軍務と比較して正当化できるものではなかった。収容された労働者への報酬は、刑務所でのそれと同じレベルであった。

もし日本人を祖先に持つアメリカ人が賃金の上での大きな損害に苦しんだとしたら、国家は、戦闘能力を減少させる生産力の低下に苦しんだことになる。

(レオナルド・ブルーム、ルース・リーマー『移動と帰還』パークレー、1949 年、124-132 ページより) (19)

2. 損失の本質と損失総額の見積もりがこの読み物に含まれている。

政府と納税者は、1965 年の秋においてまだ収容者にたいしてお金を支払っていたが、それほど多くではなかった。収容者が苦しんだ財産的損失に対する支払は、そのような請求を合衆国司法長官が受けて認定する権限を与える法案が通過したのち、17 年にわたって行われた。支払の平均額は、1941 年の価格にもとづいた請求額の 10% であった。

死亡や人の傷害、不自由、身体的あるいは精神的苦痛、苦悩による損失に対しては、1 セントも支払われなかった。留置されていた期間に商売の利益や利益のある雇用から得られると合理的に期待されるはずの金銭も補償されなかつ

た。

1942年にサンフランシスコ連邦準備銀行が収容者の損害総額をおおむね4億ドルと見積もった。1965年10月1日、政府は、3800万ドルを申請者に支払うことを認めた。

(アラン・R.ボスワース『アメリカの強制収容所』、236ページより)

3. これは財産的損失の分野での最近の合衆国政府の取り組みの概要である。

最高裁判所は、昨日、日系アメリカ人の団体が第二次世界大戦中に政府に早期に没収された預金を取り戻す権利を擁護した。この結果、25年前に政府が差し押さえた預金の中の1000万ドルが4100人の日系アメリカ人に返還された。政府は、彼らのうちの何人かには、その請求に対して14セントで決着させた。

(『サンフランシスコ・クロニクル』1967年4月11日、1ページより) (20)

C. 未来への予想

1. 日本人の収容には、アメリカ史上に先例があったことが手短かに記述されている。

1830年代において、私たちの政府は、もう一つのマイノリティのグループをその故郷から移動させた。それはアメリカ・インディアンのチョクトウ族、チェロキー族、チカソウ族、およびクリーク族で、白人たちが来る以前、長く南部に住んでいた人びとである。・・・

議会は、1830年、インディアン移住法案を通過させた(21)。移動は、1831年11月に開始され、1838年と1839年に最後の5万人が何世紀間も住んだ故郷から追いやられた。彼らは、彼らの隣人がむやみに欲しがった土地を所有していたということが不幸であった。

(アラン・R.ボスワース『アメリカの強制収容所』、20-22ページより)

2. この報告は、未来に対する現実の脅威を含んでいる。

あまりに多くの日系アメリカ人が砂漠の中の強制収容所にいたので、すべて終わってしまったことだと信じようとしている。・・・

しかし、どのアメリカ人も、コレマツ対合衆国の裁判(22)で異議を唱えた最高裁判所のロバート・M. ジャクソン判事の意見に対して、それぞれ考えを持っている。

「違憲であっても、軍事命令は、軍事的緊急事態よりも長く続きそうもない。しかし、いったん裁判所の意見がそのような命令を憲法に合っているものとす

れば正当化される。裁判所は、常時、刑事上の訴訟行為およびアメリカ市民の移住における人種差別の原理を有効なものとする。この原則は、緊急の場合に必要なもっともらしい要求を前面に出すどの当局者の手にも用意された装填済みの武器のようなものになる。・・・」

イエール大学法学部部長でアメリカにおける憲法の第一人者であるユージーンV. ロストウ博士は、収容の合憲性を取り消されたのを見てみたいと言っている。しかしながら、彼は、どんなあるいはすべてのマイノリティ・グループがこの決定が基準として残っている限り危険であることを考えていない。かれは、ジャクソン判事の別の言葉で「装填された拳銃」を矮小化している。これは、緊急時にのみ起こるものと、彼は指摘している。

法律や憲法などについて何も知らない素人を、とても安心させるような声明である。そして、ヴェトナムについてのニュースを読む人の誰にも、緊急時が明日来るかもしれない。

(アラン・R.ボスワース『アメリカの強制収容所』、246-253 ページより)

3. 1950年に連邦議会は国内治安法(マッカラン法)を通過させた。この法律の第Ⅱ部は、侵略、連邦議会による宣戦布告、あるいは外敵に支持された合衆国内での反乱の場合に、大統領に「国内治安非常事態」を宣言する権限を与えた。そして、大統領は、「スパイ行為あるいは破壊工作におそらく従事するだろう、あるいは他者と共謀して従事するだろうというような人物がいることを信じられる妥当な理由がある」とすれば、その人物を無期限に勾留することができる。この法律はトルーマン大統領の拒否権を覆して通過した(23)。1969年、ハワイ選出の上院議員ダニエル・イノウエがこの第Ⅱ部を廃止する法案を提出した。この法案は、日系アメリカ人連盟に強く後押しされたものであった。この法案の中で、イノウエは述べている。

「連邦政府は、不人気な見方や考え方をもつ人びとで満たすための強制収容所を準備しているという噂が私たちの国中を流れた。この噂は私たちの都会のゲットーにも広く流れまた信じられた。この噂は、1968年5月の議会の反アメリカ報告で、この勾留キャンプを黒人運動家や共産主義者に対しても使用が勧められたことでより信用を増した。私たちの社会の多くの異議は第Ⅱ部の使用を恐れるものだった。それは、一部の人びとと私たちの政府の間の障壁となった。トルーマン大統領がその拒否権の声明の中で述べている。

『おそらくこれが行われたいとははっきり言えない。それが行われるかもしれないというわずかな事実は、この法案が、完全に正直な意見について機関や個人が公式に非難する機会のパンドラの箱を開くことをはっきりと示すものである。』

〔『連邦議会記録』1872、1950年の非常勾留法廃止法案の提案、1969年4月18日より〕(24)

【単元の利用法】

I. イントロダクション

最初の質問（この単元を始めようとする前日の授業の終わりに）：

合衆国の政府や一般市民の行動において、戦争に関わることはどのような影響を与えるか？（第一次世界大戦やそれ以前の戦争の経験や、同じく生徒の現在の経験にも言及する。すべての自発的な答えを黒板に書き、のちの参考にするために残しておく。）

最初の質問についての議論の後で、この単元が、標準的な合衆国史教科書において無視されるか非常に表面的にしか扱われていないアメリカ史上の出来事とされている、第二次世界大戦中の日系アメリカ人の収容と転住について探求するためのものであることを簡単に説明した読み物を生徒に配布する。

宿題：生徒は、次の時間までに、イントロダクションとパート I と II（ほぼ9ページ）を読むこと。（また、よいと思えば、黒板に議論のための質問を書いておく。）

II. 第1日 —議論—

パート I（1941年以前の合衆国における日本人）

セクション A（移民政策）

- ・カリフォルニア州議会は、なぜ日本人を排除しようとしたのか？ カリフォルニアにおいて、中国人はどのように扱われたか？
- ・サンフランシスコ教育委員会が東洋人を隔離しようとしたことに、なぜ中国人は抵抗しなかったのか？
- ・合衆国の差別的な移民政策は、日本ではどのように受け取られていたのか？

セクション B（西海岸における反日本人的態度）

- ・このセクションから、ステレオタイプ化された日本人につながる特性のリストを作り、後の参考のために残しておく。

セクション C（1941年の日本人コミュニティ）

- ・日本人は、なぜ集約的農業や土地開墾の技術を有していたのか？
- ・最初の日本人移民にはなぜ女性が少なかったのか？
- ・「写真花嫁」とは何か？
- ・白人たちはなぜ日本人に強固な「人種の誇り」を見出したのか？
- ・合衆国、とりわけカリフォルニアでは、日本人をどのようにして家族関係およびグループから切り離そうとしたのか？
- ・過去の選択におけるステレオタイプと比べて、この選択において日本人の特性はど

のように記述されているか？

- ・ステレオタイプはどのように発展しているか？

パートII (収容)

セクションA (収容のプロセス)

- ・ドイツ人とイタリア人は、なぜ日本人と一緒に西海岸からまとめて収容されなかったのか？
- ・日本人たちは、転住キャンプに移される前に、なぜ集合所に行かなくてはならなかったのか？

セクションB (収容の理由)

- ・なぜ二重国籍が、日本人に関する嫌疑を生じさせたのか？
- ・合衆国にいる日本人は、なぜ子どもたちを教育のために日本に送ったのか？ 多くがその余裕がありえたのか？ なぜあったか？ あるいはなぜなかったのか？
- ・もし日本人保護が収容の理由ならば、なぜ真珠湾攻撃ののち直ちにそれが始められなかったのか？ 合衆国の他の地域にいる日本人は、なぜ収容されなかったのか？
- ・デヴィット将軍が大量の日本人を収容させたことについて、読み物2から、何が本当の理由だったかわかるか？
- ・読み物3に掲げられたそれぞれのグループが、それぞれ、政治的、経済的および軍事的にどんな理由によって収容を支持したのか？
- ・収容は、このセクションにおいて示されている見方において正当化されるか？ またそれはなぜか？ あるいはなぜ違うか？
- ・収容の合憲性についての合衆国最高裁の判断をどのように予想するか？ どのような見方で？

宿題：生徒たちは、次の授業までにパートIIIとパートIV (約10ページ)を読むこと。

III. 第2日 —議論—

パートIII (転住)

セクションA (キャンプにおける生活)

- ・収容された人びとは、集合所においてどんな種類の困難に直面したか？
- ・転住キャンプの場所は、なぜあんなに人里離れた、不快な地域にあったのか？
- ・キャンプにおける生活が、日本人家族にどんな結果をもたらしたと思われるか？
- ・キャンプは、収容された人びとによって、どのようにより暮らしやすくなったか？
- ・合衆国の他の場所から離れていたことが、日本人にどんな影響を与えたと思われるか？

セクションB (転住ための区分)

- ・忠誠心審査にたいして、なぜ何人かが「ノー・ノー」と答えたのか？
- ・面接された際の彼等の答えに、なぜ多くの変化があったか？
- ・「ノー・ノー」と答えた人びとを隔離することにどんな問題があったのか？

- ・このような環境で、イエスかノーかで答える質問票を使うことにどんな失敗があったか？

セクションC (転住の経過)

- ・この国のどの地域が、再定住地として選ばれたか？
- ・収容された人びとの転住においてどんな問題があったか？

セクションD (キャンプの閉鎖)

- ・最高裁は、どのような見方で収容を支持しえたか？
- ・なぜ勾留は支持されなかったのか？
- ・収容された人びとは、なぜ悪い経済的状況にあったか？
- ・「心理的な苦痛」とは、どんなことを意味するか？
- ・収容された人びとは、なぜ保険金を得るのに困難があったのか？
- ・キャンプを閉鎖する際の問題について、収容された人びとが述べたこと以外に何か理由があったのか？ もしそうなら、それは何か？

注記：パートIVにおいて収容された人びとの反発は別にまとめられているが、パートIIとIIIの一部にも、ちりばめられている。

パートIV (収容された日本人の反発) –セクションA, B, C

- ・前のセクションにおいて述べられた収容と転住の特性は、収容された人びとの反発にどのように反映されているか？
 - ・前の情報との間に何か相違はあるか？
 - ・このセクションの最後の報告において、何か他に否定的な反発が含まれていないか？
- 宿題：次の授業までに、生徒はパートV (ほぼ4ページ) を読んでおくこと。

IV. 第3日 –まとめと発展を含む議論–

パートV (余波)

セクションA (合衆国への態度)

- ・これらの4つの報告において合衆国に対するいろいろな態度を見つけ出そう。それらは、あなたが予想したものか？ それはなぜか？ あるいはなぜそうでないか？ 生徒やその親たちは、もしそう強いられたら、この種の扱い(収容など)に対して、どのような反発するか？

セクションB (財産的損失)

- ・日本人の財産的損失が重大であったのはなぜか？
- ・収容された人びとは、どんな種類の損失に耐えたか？
- ・合衆国政府は、これらの損失を防ぐか最小限にするために何をしたか？
- ・合衆国政府は、収容された人びとに対し、経済的損失を補償しようとする道徳的責任を持っていたか？
- ・政府は、収容された人びとに対し、ほかにどんな損失を補償しようとしたか？

セクションC (未来への予想)

- ・インディアンは、なぜ収容されたか？

- ・インディアンの収容と、日系アメリカ人のそれとの間に、どんな類似性と相違性があるか？
- ・ジャクソン判事はその報告において、どんな意味で「装填済みの武器」と言ったか？
- ・「非常事態」であることを誰が決めたか？
- ・もしあるとすれば、どんなグループが収容という状況に含まれるか？
- ・収容は正当だったか？ 未来において他のグループにおいても正当となりうるか？ それはなぜか？あるいはなぜそうではないか？
- ・近年、収容をありえない手段にするという何か変化があるか？ ありうる何かがあるか？

注

- (1) 「紳士協定」の原表記は、**Gentleman's Agreement** である。一般には「紳士協定」といえば、日本政府が、家族の呼び寄せと再移民を除き、新規の労働移民への旅券交付を自発的に停止した、1908年の日米紳士協定を呼ぶことが多い。
- (2) 「市民権取得不能外国人」の原表記は、**aliens ineligible to citizenship** である。一般的には、「帰化不能外国人」とも訳されるが、ここでは、土地を所有する権利についての記述なので、あえて、「市民権取得不能外国人」と直訳した。外国人の市民権取得については、合衆国建国直後の1790年の「帰化（市民権取得）法」で「自由白人にして合衆国管轄領域内に二ヵ年在住せし外国人」とし、南北戦争後の1870年の同法で「アフリカ生まれの外国人、およびアフリカ人を祖先とする者にも拡大適用」となっていて、日本人などアジア系の人びとは最初から認められていない。大谷康夫『アメリカ在住日系人強制収容の悲劇』明石書店、1997年、15－18ページを参照。
- (3) 「外国人土地法」の原表記は、**Alien Land Law** である。入国や市民権に関する立法権は連邦議会の専権事項であつが、土地法や農業経営権については、各州の議会に立法権があつた。この第一次外国人土地法では、市民権取得不能外国人が農業用地として土地を取得することを禁じたものであつたが、当時、アジア系移民で農業のために土地を取得していたのは、主に日本人であつたので、日本人を標的としたものと考えられる。
- (4) 第一次の外国人土地法に対応するため日本人移民は、アメリカ生まれの幼いわが子（二世）の名義で土地を購入し、後見人の立場でその土地を管理し農業を営むという方策に出ていた。第二次の外国人土地法はこの方策を禁じるものであつた。
- (5) 「移民割り当て法」の原表記は **the Immigration Quota Act** である。内容は、1890年を基準年とし、その年に国内に在住した外国生まれの人口の出身国別の割合に基づいて新規の移民数を各国に割り当てるというものである。しかし、同時に、「市民権取得不能外国人」からの移民は除外されたため、日本からの移民は事実上禁止されることになった。このため、一般に「排日移民法」と呼ばれる。

- (6) 「サンフランシスコ労働者評議会」の原表記は、San Francisco Labor Council である。
- (7) Carey McWilliams, *prejudice – Japanese-Americans: Symbol of Racial Intolerance*. Boston: Little, Brown and Company, 1944.
- (8) Dorothy Thomas with C. Kikuchi and J. Sakoda, *The Salvage*. Berkeley: University of California Press 1954.
- (9) 原文では、「血統主義」は *jus sanguinis*, 「属地主義」は *jus soli* とラテン語で表記されている。前者が日本の国籍法上の考え方であり、日本国籍をもつ親から生まれた子どもに日本国籍を与えるという規定である。一方、アメリカ合衆国をはじめほとんどの欧米諸国は属地主義であり、その国の領土内で生まれれば、国籍（市民権）を与えるという規定である。このため、日本人の子どもがアメリカ合衆国内で生まれ、親が日本の大使館等に出生届を提出すると、その子は自動的に二重国籍となる。
- (10) Allan R. Bosworth, *America's Concentration Camps*. New York: W. W. Norton & Company, Inc., 1967
- (11) Monica Sone, *Nisei Daughter*. Boston: Little, Brown and Company, 1953.
- (12) 「戦時転住局」の原表記は、War Relocation Authority. 通常、WRA と略記する。
- (13) Leonard Bloom, *The Managed Casualty*. Berkeley: University of California Press, 1956.
- (14) 原表記は、Puyallup。ワシントン州にあり、シアトルから約 50 km 南に位置する。その競馬場に仮設の集合所が建てられ、1942 年 4 月 28 日から 5 月 1 日にかけて、シアトル市内に住む日本人約 6000 人がそこに移動させられた。彼らは同年 8 月にアイダホ州のミニドカ収容所に移されることになる。この間の事情については、日系二世の小平尚道による体験的考察である『アメリカ強制収容所—戦争と日系人—』玉川大学出版部、1980 年に詳しい。
- (15) 華氏 120 度のことで、摂氏温度に換算すると約 49 度となる。
- (16) 原表記は、Shoshone。アイダホ州南部の小都市で、ミニドカの約 80 km 西に位置する。
- (17) 原表記は、Spokane。ワシントン州北東部の小都市で、シアトルの約 400 km 東に位置する。
- (18) Dorothy S. Thomas and Richard Nishimoto, *The Spoilage*. Berkeley: University of California Press, 1946.
- (19) Leonard Bloom and Ruth Riemer, *Removal and Return*. Berkeley: University of California Press, 1949.
- (20) *The San Francisco Chronicle*, April 11, 1967.
- (21) この法律は、ミシシッピ川以東に住む先住アメリカ人を、ミシシッピ川以西に指定した「インディアン領地（現在のオクラホマ州）」に強制的に移住させるもので、抵抗した人々には軍隊が出動して移住させたという歴史が残っている。
- (22) 1942 年 5 月 3 日に出された軍事地域からの民間人排除命令に抗して逮捕・起訴されたフレッド・コレマツが、州地方裁判所の有罪判決に対して控訴・上告を行ったが、連邦最高裁判所でも有罪となった裁判。しかし、連邦最高裁判所では、3 名の判事が、政府の戦争遂行権に対して個人の基本的な人権と自由を最大限保障するべきとしてその判決に同意しなかった。その後、戦後の 1983 年 11 月になって、コレマツに対する有罪判決を取り消す判決がカリフォルニア州の連邦地方裁判所で出された。これらの詳細については、大谷康夫、前掲書、38・39、108・109 ページ

を参照。

- (23) アメリカ合衆国大統領は、議会の独走を抑える目的で、議会の立法に署名を拒み法律として成立させないヴィトー (veto) という権限を有している。しかし、議会は大統領に拒否された法案を、上・下両院でそれぞれ3分の2以上の賛成で再可決して覆すことができる。これをオーバーライドと呼び、大統領の署名がなくても法律として成立させることができる。(アメリカ合衆国憲法第1条第7節第2項)
- (24) *The Congressional Record* “S.1872 –Introduction of a Bill to Repeal the Emergency Detention Act of 1950.” , April 18,1969.